

平成十九年十月二十五日提出  
質問第一五二号

ロシア人漁師による密入国に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

## ロシア人漁師による密入国に関する再質問主意書

前回質問主意書では、二〇〇七年四月七日に起きた、ウニ採りのロシア人漁師が日口間で取り決められた中間線を越えて根室市に入り、根室市内の商店で買い物をして、ゴムボートで根室を離れる寸前に根室署の警官に身柄を取り押さえられるという事件（以下、「事件」という。）について触れたが、「日口間で取り決められた中間線」とは、地理的に北海道と北方領土との中間地点を結んだライン（以下、「中間ライン」という。）のことである。右と「前回答弁書」（内閣衆質一六八第一一五号）の内容を踏まえ、以下、再質問する。

一 「前回答弁書」では、一九六二年から二〇〇七年九月末までの我が国へのロシア連邦またはソ連邦国籍の外国人による出入国管理及び難民認定法違反（不法上陸）の検挙件数は三百三十七件であり、海上保安庁に現存する統計資料では、一九七七年から二〇〇七年九月末までの我が国へのロシア連邦国籍の外国人による同様の不法上陸の検挙件数は九件である旨答弁がされているが、右の検挙件数のうち、「中間ライン」を越えた不法入国に対するものは何件あるか明らかにされたい。

二 二〇〇六年八月に根室のカニかご漁船第三十一吉進丸が「中間ライン」を越えたとしてロシア国境警備

艇に銃撃・拿捕され、一人の乗組員が殺されるという事件が起きたことを受け、「中間ライン」周辺での漁業の安全面に対する根室を始めとする地元住民の不安は高まっていると思料するが、政府の認識如何。

三 「前回答弁書」では、「事件」に関し、不法入国したロシア人漁師を不起訴処分とし、「事件」についてロシア政府に対して抗議する等の対応はとっていない旨の答弁がなされているが、二の根室市を始めとする地元住民の不安等地元状況を鑑みる時、せめて日本政府としてロシア政府に対して右の地元住民及び日本国民の気持ちを説明し、「事件」について嚴重な抗議をするべきであつたと思料するが、政府の認識如何。

四 「事件」のようなロシア側からの我が国への不法入国を防ぎ、「中間ライン」周辺での漁業の安全を確保するため、外務省はロシア側とどのような交渉を行い、どのような働きかけを行っているか説明されたか。

五 「第三十一吉進丸事件」のような悲劇が起きた翌年に「事件」のようなロシア人による不法入国が起きるのは、四でいう外務省の働きかけが十分でないからではないのか。

右質問する。